

## 新潟広域都市圏ビジョン懇談会開催要綱

### (目的)

第1条 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号）第6に規定する連携中枢都市圏ビジョンの策定等について、関係団体、学識経験者等から幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、新潟広域都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (委員構成)

第2条 懇談会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」のいずれかの分野に見識を有する者で構成する。

### (委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第4条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 懇談会の会議は、公開とする。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、新潟市政策企画部において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。